

岩手県告示第970号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定に基づく岩手県三陸北沿岸田老漁港海岸乙部地区海岸、田老地区海岸及び向山地区海岸に係る海岸保全区域の指定を廃止する。

平成27年12月11日

岩手県知事 達 増 拓 也